

公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和 8 年 3 月 31 日

広島県知事 横田 美香

1 業務内容

(1) 業務名

広島県広報支援業務（動画・WEB）

(2) 業務の仕様等

公募型プロポーザル説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

広島県内

(5) 事業予算額

19,500,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 公募型プロポーザル参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 「令和 7 年から令和 9 年において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等」によって「56A 広告・広報」の資格を認定されている者であること。
- (3) 本件調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (4) 本県調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第 11 項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。

3 公募型プロポーザル手続等

(1) 公募型プロポーザル説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

広島県総務局広報課（広島県庁本庁舎 2 階）

電話（082）513-2378(ダイヤルイン)

イ 交付期間

令和 8 年 3 月 31 日（火）から令和 8 年 4 月 10 日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和 23 年法律第 178 号〕に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、または広島県ホームページからダウンロードすること。

(2) 公募型プロポーザル参加資格の確認

ア 本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル説明書に明記されている公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「公募型プロポーザル参加資格確認申請書等」という。）を提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、公募型プロポーザルに参加することができる。

イ 提出先

「6 問い合わせ先」のとおり

ウ 提出期限

令和 8 年 4 月 10 日（金） 午後 5 時 00 分

エ 提出方法

持参、郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成 14 年法律第 99 号〕第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者又は同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）又は電子メールによる。

ただし、郵送等又は電子メールによる場合は、上記ウの期限までに必着することとする。持参の場合は、平日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

オ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和8年4月13日（月）までに申請書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

(3) 公募型プロポーザルの説明会の実施

当該公募型プロポーザルに係る説明会を次のとおり実施する。

また、説明会への参加を希望する者は、その旨を申し出なければならない。

ア 参加申出方法

電子メールにより申し出ること。（様式任意）

送信先アドレス：soukouhou@pref.hiroshima.lg.jp

件名を「広島県広報支援業務（動画・WEB）説明会参加申込み」とすること。

イ 参加申出期限

令和8年4月3日（金） 午後1時00分

ウ 説明会開催日

令和8年4月6日（月） 午後2時30分

エ 説明会開催場所

オンライン（参加希望者へは、詳細を別途通知する。）

(4) 提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出先

「6 問い合わせ先」のとおり

イ 提出期限

令和8年4月21日（火） 午後5時00分

ウ 提出方法

持参、郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成14年法律第99号〕第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）又は電子メールによる。

ただし、郵送等又は電子メールによる場合は、上記イの期限までに必着することとする。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。

4 最優秀提案者の決定

(1) 審査方法

提案書の内容を基に、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、広島県広報支援業務（動画・WEB）公募型プロポーザル選定委員会が審査し、評価基準に定める要件を満たし、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。4者を超える提案があった場合は、1次審査（書類審査）を実施し、上位3者による2次審査（プレゼンテーション審査）を実施する。3者を超えない場合は、1次審査を省略する。

なお、審査に当たっては、電話又は電子メールにより個別に提案内容の確認を行うことがある。

(2) 提案書評価基準

評価項目については、「広島県広報支援業務（動画・WEB）公募型プロポーザル提案書作成要領」に基づき記載した項目を対象に、評価を行う。

(3) 結果の通知

令和8年5月7日（木）までに、すべての提案書提出者に対し参加資格確認申請書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

ア 県と締結した委託・役務業務契約を平成19年10月1日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった業種の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者（ただし、契約解除の要因となった業種は、「56A 広告・広報」の資格に限る。）

契約金額の100分の10以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

イ 上記ア以外の者

免除

(3) 公募型プロポーザル参加者に求められる義務

公募型プロポーザル参加者は、契約を担当する職員から公募型プロポーザル参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 契約書作成の可否

要

(5) 電子契約の可否

可

なお、電子契約の希望の有無については、最優秀提案者決定後、意向確認を行う。

(6) その他

公募型プロポーザル説明書による。

6 問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

広島県総務局広報課（広島県庁本庁舎 2 階）

電話 (082) 513 - 2378(ダイヤルイン)

メールアドレス soukouhou@pref.hiroshima.lg.jp